

(仮称) 地域交流温浴センター建設工事 条件付き一般競争入札参加条件書
(特定建設工事共同企業体)

この条件書は、高座清掃施設組合が発注する(仮称)地域交流温浴センター建設工事について、高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱要領(平成24年3月29日決定)第2条第4号として、同要領第4条第1項第4号に基づき、特定建設工事共同企業体の結成等の入札に参加するにあたっての条件を示すものである。

1 共同企業体の結成条件

- ア 構成員数 原則として2者又は3者である。
- イ 出資比率 出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。
- ・構成員が2者の場合は30%以上
 - ・構成員が3者の場合20%以上
- ウ 結成 自主的に結成されたものであり、各構成員が入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていない。
- エ 構成員の要件
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない。
 - ・現在、高座清掃施設組合発注の工事等において、高座清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和48年3月30日条例第2号)第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の契約がない。
 - ・海老名市、座間市、綾瀬市の入札参加資格停止措置を受けていない。
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続開始の申立てがなされていない。ただし、それぞれの申立てがなされている者であって、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果に基づき入札参加資格の再認定を受けている。
 - ・当該工事に対応する許可業種について、許可を受けてから営業年数が5年以上ある。
 - ・構成員の代表者は、過去10年以内に官民間わず延床面積1,000㎡以上の鉄筋コンクリート造の建築物の施工実績を有し、代表者以外の構成員は、工事規模に関わらず当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績がある。
 - ・配置する技術者は、構成員と3ヵ月以上の雇用関係にある者を、当該工事に監理技術者又は国家資格を有する主任技術者として専任で配置できる者で、前記の施工に関わる経験を有する。
- オ 結成に係る要件 出資比率の最も大きい構成員が代表構成員となり、各構成員は当該工事全体について連帯して責任を負う。

2 構成員の本店所在区域

- ア 代表構成員 高座清掃施設組合条件付一般競争入札の参加条件に関する事務取扱基準(平成24年3月29日決定)(以下「事務取扱基準」という。)第2条の別表第1の第4区域の事業者とする。
- イ その他の構成員 事務取扱基準第2条の別表第1の第1区域の事業者に加え、座間市内及び綾瀬市内に本店を設けて、それぞれの市の競争入札参加資格認定を受けた事業者とする。
- ただし、構成員が3者の場合は、その内の1者について第3区域の事業とすることができるものとする。

以上。